〇松本市水環境を守る条例
平成13年3月16日
条例第2号

（目的）
第1条　この条例は、松本市の良好な生活環境を守るため、河川、湖沼及び地下水の水質等（以下「水環境」という。）の保全に関し必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
（市長の責務）
第2条　市長は、良好な水環境の保全に関し、必要な施策を実施しなければならない。
（市民等の責務）
第3条　市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、日常生活及び事業活動の水環境に与える影響を認識し、水環境の保全に努めるとともに、水環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。
2　市民等は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。
（井戸等の衛生的管理）
第4条　井戸及び飲料水供給施設等を使用する者は、常に衛生的な維持管理に心がけ、水質検査を実施する等、健康及び防疫に努めなければならない。
（地下水の採取）
第5条　市民等は、地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を除く。以下同じ。）が市民共有の財産であり、生産活動及び消費生活にとって欠くことのできない貴重な資源であることを認識し、その合理的な利用に心がけるとともに、必要最小限度の採取に止めるよう努めるものとする。
（地下水利用についての調整）
第6条　地下水を採取している者は、商工業用、農業用等その利用目的の区分により相互に調整を図り、地下水の適正かつ合理的な利用に努めるものとする。
（地下水採取の届出）
第7条　動力を用いて吐出口口径25ミリメートル以上の地下水採取施設（以下「揚水施設」という。）による地下水を採取しようとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
（変更等の届出）
第8条　前条の規定による届出をした者は、届出に係る事項を変更しようとするとき、又は揚水施設を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
（雑排水の処理）
第9条　雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）の処理は、水環境の保全を図るため、公共下水道処理区域（以下「区域」という。）内にあっては下水道を使用し、区域外にあっては浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を使用し、衛生的な処理をするよう努めるものとする。
2　前項の区域外において、し尿のみを処理する形式の設備又は施設（以下「単独処理浄化槽」という。）を使用する者は、速やかに浄化槽を設置するよう努めるものとする。
3　第1項の区域外において、浄化槽を使用しない者は、簡易浄化槽又はそれと同等以上の性能を持つ家庭雑排水処理施設（以下「簡易浄化槽」という。）を設置しなければならない。
（浄化槽等の維持管理）
第10条　浄化槽、単独処理浄化槽及び簡易浄化槽（以下「浄化槽等」という。）の設置者は、維持管理の責任者を定めるなど、常に浄化槽等の適正な維持管理に努めるものとする。
（動物等の飼養施設及び化製場等の管理）
第11条　動物等の飼養施設及び化製場等（以下「施設等」という。）を経営する者は、その施設等を常に清潔に保ち、汚物汚水の処理施設を適正に維持管理し、水環境の保全に努めるものとする。
（指導及び勧告）
第12条　市長は、地下水を採取している者に対し、地下水の保全を図るため必要と認めるときは、採取に関し指導及び勧告をすることができる。
2　市長は、浄化槽等の設置者に対し、水環境の保全を図るため必要と認めるときは、浄化槽等の維持管理に関し指導及び勧告をすることができる。
3　市長は、浄化槽又は簡易浄化槽を設置せず雑排水を排出している者に対し、浄化槽又は簡易浄化槽を設置するよう指導及び勧告をすることができる。
4　市長は、前条に規定する施設等を経営する者に対し、水環境の保全を図るため必要と認めるときは、汚物汚水の処理施設の維持管理に関し指導及び勧告をすることができる。
（委任）
第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附則
（施行期日）
1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。
（松本市環境をよくする条例の廃止）
2　松本市環境をよくする条例（昭和46年条例第9号）は、廃止する。
（松本市環境をよくする条例の廃止に伴う経過措置）

3　この条例の施行前にした附則第2項の規定による廃止前の松本市環境をよくする条例の規定に基づく届出は、この条例の相当規定に基づいてされた届出とみなす。